



第5章

計画の推進体制

1 計画の進捗管理

国の基本指針を踏まえ、計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

中間評価の際には、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

2 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる推進組織を設置し、定期的な協議を行います。

